

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 倫理規定

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下「連盟」という。）の関係者が順守すべき倫理に関する事項を定めることにより、連盟の社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条（本規程の適用範囲）

前条に規定する「関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 連盟「定款」第13条に規定する役員
- (2) 連盟「定款」第6条1項と2項に基づいて連盟に入会した会員と準会員
- (3) 連盟「強化委員会および日本代表規定」にて選出されたスタッフと選手

第3条（連盟関係者の順守事項）

1、連盟関係者は、法令、定款、社会通念、条理及び連盟の定めた諸規程や決定事項を順守し、常にアスリート、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、知的障がい者サッカーの健全な普及・発展に努めなければならない。

2、連盟関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。

- (1) 指導の名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動
- (2) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること、または使用させること。
- (3) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること、または選手、保護者、指導者、代理人間において金品を授受すること。（ただし、企業等から寄付の申し出があり、学校または後援会等において適切に会計処理がなされた場合は、この限りではない）
- (4) 試合の勝敗について、あらかじめ取り決めを行うこと。
- (5) 知的障がい者サッカーに関して授与された賞杯、メダル等の副賞を金銭に換えること。
- (6) 日本代表チームに選出された選手等を正当な理由なく日本代表チームに派遣しないなど、連盟の決定した方針に従わないこと。
- (7) 連盟への事前の了解なく、連盟の認めていない競技会等に参加すること、また、連盟の認めていない競技会等の開催のために金品を収受すること。
- (8) 不正な会計処理を行うこと。
- (9) 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、または反社会的勢力との間で、物品や金銭の貸借などあらゆる取引を行うこと。
- (10) 賭博、強盗、恐喝、窃盗、強姦、強制わいせつ、暴行などの刑事犯罪
- (11) 未成年者による飲酒、喫煙
- (12) 麻薬など法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持または使用
- (13) その他、著しくアスリートとしての品位、名誉に欠ける行為

第4条（倫理委員会の設置）

- 1、本規程の解釈、運用のために、理事会の議決に基づき倫理委員会を設置する。
- 2、倫理委員会の委員の選任および解任は、連盟理事会が決定する。

第5条（違反行為の処分）

- 1、本規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。
 - (1) 役員等
解任、委員資格の取消または停止、戒告その他必要に応じた処分
 - (2) 連盟に登録した個人または団体
登録抹消、競技会への出場停止、戒告その他必要に応じた処分
- 2、処分の前提となる事実は、証拠及び証言に基づいて認定する。
- 3、処分に際しては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるものとする。
- 4、本規程違反の認定は、結論及びその理由を示した文書により行い、同書面には倫理委員会委員長および委員が署名する。
- 5、理事会は、前項の認定に従い、必要な処分を行う。ただし、定款等に別途の定めがある場合を除く。

第6条（処分の通告）

処分が理事会により決定した際、速やかに被処分者及び被処分者の所属団体等に文書により通告する。

第7条（不服申し立て）

連盟の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附則

本規程の実施に関し必要な細則は、事務局長が理事会の承認を得て別に定める。

本規程は、理事会の議決をもって変更することができる。

この規程は、平成29年2月1日から施行する。